**＜婚姻関係財産一覧表の作成方法について＞**

**１　基準時について**

財産分与は、一般的に、別居日を基準時として夫婦が有していた財産が対象になります。ただし、夫婦がまだ同居中の場合は、調停が申し立てられた日を、既に離婚している場合は、離婚した日を基準時とすることがあります。まずは、基準時をいつとするかについて、あなたの方針を決めてください。

なお、基準時をいつとするかは、最終的には調停で他方当事者と協議して合意することになります。すぐに合意ができない場合は、双方の主張する基準時ごとに婚姻関係財産一覧表を作成し、協議を進めます。

**２　記載について**

基準時に有していたあなた名義の財産の名称及びその金額を、婚姻関係財産一覧表のあなたの側の記入欄に記載してください。また、分かる範囲でよいので、基準時に他方当事者が有していた財産も、あなたの側の記入欄に記載してください。

金額が決まっている財産（預貯金、保険の解約返戻金、住宅ローンなど）は、基準時の金額を、株式や不動産など価値が変動する財産は、直近の評価額等を記載してください。資料をすぐ入手できないなど、金額が不明である場合は、とりあえず金額欄は空欄のままにして構いません。

**３　提出にあたって**

婚姻関係財産一覧表ができましたら、婚姻関係財産一覧表及び裏付資料のコピーを、それぞれ２部ずつ裁判所に提出してください（１通が裁判所用、もう１通が他方当事者用になります。）。

※裏付資料の準備にあたっては、「婚姻関係財産一覧表提出資料チェックリスト」を参照してください。対象財産の主なものが記載されています。

※提出された婚姻関係財産一覧表及び裏付資料は、他方当事者も見ることになります。